

中央執行委員長 挨拶要旨

全国各地からご参集の大会代議員、並びに、オブザーバーの皆さん。大変お疲れ様です。

全労金第67回定期大会の開会にあたり、中央執行委員会を代表してご挨拶申し上げます。

本日の定期大会には、大変ご多忙中にも関わらず、連合本部より逢見会長代行、UNI-LCJより松浦議長、中央労福協より花井事務局長、労済労連より田尾委員長、多くのご来賓の皆さまにご臨席を賜りました。大会参加者を代表して心から感謝を申し上げます。大変ありがとうございます。ご来賓の皆様には、日頃のご指導・ご鞭撻に感謝を申し上げますとともに、後ほど、それぞれのお立場から、全労金運動へのご助言や、全国の仲間に対する激励のご挨拶を頂戴できればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、労金協会／中江理事長につきましては、明日27日の議事再会時にご挨拶をお願いしておりますので、ご理解をお願いします。

それでは、私たちを取り巻く情勢や本大会の基本的なテーマについて補足的に触れながら、私見を交えて4点に渡って課題認識を披瀝します。

冒頭、直近で発生した自然災害、そして、「災害からの復興・再生」について触れます。

6月18日7時58分、大阪府北部を震源とする最大震度6弱の地震が発生しました。発生直後から、近畿労組や労金協会との連携により集約した情報では、労金業態での人的・家屋被害はありませんでしたが、地震により死者4名、負傷者434名、建物は27,192棟の被害が発生しました。また、6月28日以降、西日本を中心に全国的に広い範囲で発生した「平成30年(2018年)7月豪雨」では、25日現在で、死者219名、行方不明者10名、負傷者364名、建物は、損壊・浸水で42,689棟の被害が発生しました。避難されている方も4,173名にのぼっています。自然災害によって犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、ご家族・ご親戚、ご友人等を亡くされた皆さんに謹んでお悔やみを申し上げます。そして、すべての被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

連合は、7月20日に開催した第12回中央執行委員会において、「連合岡山・広島・愛媛・大阪へ愛のカンパ支援金の拠出」「西日本豪雨災害に対する緊急カンパの実施」「ボランティアは当該地方連合会での対応を基本とする」等を確認しました。

全労金は、「特別大雨警報」が発令された地域の東海・近畿・中国・四国・九州労組、そして、労金協会との連携により被害状況の把握に努め、労金業態での人的被害はありませんでしたが、営業店やATM、職員・組合員の自宅・自家用車の浸水等の被害が発生しています。20日に行われた中国労組執行委員会には深見書記長が参画し、職員・組合員の被災状況や職場状況の把握、今後の取り組みについて意見交換をしました。その状況を踏まえ、本日まで開催した第13回中央執行委員会では、連合広島の災害ボランティアに、被災の大きい中国・四国労組を除く全単組から1名派遣することを確認しました。また、労使共同での支援策については、17日に労金協会と協議し、緊急カンパを取り組むこととし

ました。私の経験では、私たち全労金組織は、東日本大震災や熊本地震等、過去の自然災害時に、労使一体となって緊急カンパに取り組み支援できる組織力をもっていると認識しています。ぜひ、全単金単組での積極的な対応を要請します。

東日本大震災から7年余、熊本地震から2年余が経過しました。復興に向けた営みは着実に進んでいますが、まだまだ道半ばです。私たちは、自然災害を風化させず、復興・再生に向けた取り組みや支援を継続していくことと同時に、どの地域でいつ発生するか分からない自然災害に対して、一人ひとりの行動や備えにより、災害発生直後には「自分を守ること／自助」を「最優先」として、被害をできるだけ少なくする対策を講じることもできます。その対策が、災害後の「お互いに助け合うこと／共助」につながり、被災者のみなさんの生活再建、被災地の復旧・復興・再生、そして、家族・地域等のあらゆるコミュニティを復元することに繋がっていきます。単組では、単組版「災害対策マニュアル」を早急に策定し、一人ひとりの行動や備えと、支援にあたっては、支える側も支えられる側も、仲間との絆である「支え合い・助け合い・思いやり」の気持ちで、社会的役割発揮につなげていくことを、全参加者で確認したいと思います。

二点目は、「全労金組織の検討」についてです。

全労金「労働組合の行動計画（案）」の組織討議結果については、本日まで開催した第13回中央執行委員会において、「2018年度運動方針の一部として承認を得られる」、と判断しています。真摯に討議いただいたことに感謝申し上げます。

私は、昨年度の定期大会冒頭の挨拶で、「2017年度は、全労金組織が次のステージに移行するために、具体的な運動を展開するための重要な1年となる。私たちは、今までの単組の歴史や慣習だけにとらわれず、『全労金組織の強化・統一・底上げ』を私たち自身の手で早期に実現する、そのために、全単組が到達する『労働組合の行動計画』の策定と、全労金組織全体の責任において不退転の決意で議論を展開すること、そして、『将来（未来）への責任』を果たす全労金組織を構築することについて、全組合員が共通の認識に立てるように、各単組組織課題の克服に取り組んでいただくことを要請する」と触れました。

今後、開催する単組定期大会では、単組内の課題の克服に向け、取り組みを前進させるための運動方針が確立されると思います。この「行動計画（案）」は、組織検討委員会や全国代表者会議、全国書記長会議、単組訪問、等での議論を積み重ねてきましたし、2017年度は、単組四役のみなさんが出席した各担当者会議、そして青年組織交流集会でも議論してきました。したがって、現職の全労金組織役員の気持ちや想いと、今までこの議論に関わってきた多くの全労金組織役員の気持ちや想いが含まれているはずですが、決して、全労金執行部が策定したものではなく、全労金組織全体で不退転の決意をもって議論し策定した「行動計画」です。2018年度は、議案書「はじめに」に記載の通り、「将来（未来）への責任」を果たすためには、「変化を恐れず」「行動し」「発信すること」が必要です。自単組の歴史・経過にとらわれず、「変化」に向けて1歩踏み出す勇気と力強い意思を持ち、違いのある運動の「強化・統一・底上げ」に向けて、「行動計画」を、自らが、そして、自単組が、積極的な姿勢をもって実現するために運動を進めていきましょう。

三点目は、労働者自主福祉事業団体に組織する労働組合としての役割発揮について、認

識を揃えたいと思います。

いま世界では、SDGs（持続可能な開発目標）やPRI署名の取り組み等、国際社会の持続可能性が課題となっています。みなさんの手元に、連合とろうきんのキャラクターと一緒に写っている「持続可能な社会の実現に向けて」のチラシを配布していますが、ESG投資や、連合と全労金の要請に応じて労金連合会が預貯金取扱金融機関として初めてPRI署名を実施したことは、まさに、「ろうきん理念」や「ろうきんビジョン」の実現に向けたろうきんの社会的役割発揮であり、このことを、全金庫が認識して事業を進めていくためにも、私たちが経営チェックを果たしていくことが、ろうきんで働く労働者としての役割発揮になると思います。

中央労福協では、6年前から、「労働者自主福祉運動の推進に向けた運動方針に関するご要請」として、中央労福協会長と労金運動中央推進会議議長、全労済中央推進会議議長の三者連名による、産別・全国広域労組への訪問要請活動を実施しています。これも、会員との一層の連携強化の取り組みであり、私たちが地方労福協へ働きかけ、地方産別や地域における会員・労働組合等へさらに拡大していくことが重要です。

さらに、労済労連との連携強化についてです。「全労金・労済労連の今後の連携強化に向けて（案）」を35ページに記載しています。産別間における、組織内での取り組みだけではなく、連合や中央労福協、UNIとの連携、そして、地域における連携を強め、目的として掲げた「協同組合運動と労働者自主福祉運動、並びに労働運動の発展」「全労金・労済労連の組織強化」、加えて、私たちがめざす社会として掲げた「平和で安全に安心して暮らすことができる社会」と「助け合い・相互扶助の精神に基づく共生社会」を実現するため、単組でも「定期連絡会」の定着を積極的に進め、さらなる連携強化をしていただきたいと思います。

四点目は、私たちを取り巻く政治情勢についてです。

自公政権は、「平成30年（2018年）7月豪雨」への対応よりも優先して、今月18日に「参院議員定数を6増とする公職選挙法改正」を、20日には「カジノを含む統合型リゾート施設（IR）整備法」を、成立させました。いずれの法律も、国民の理解が進まないまま強行採決しており、国民を置き去りにした乱暴で強権的な国会運営を、私たちは、断じて許すことはできません。

今から10か月前の2017年9月28日、安倍首相は、第194回臨時国会の開会冒頭、衆議院を「解散」し、後に、「急速に進む少子高齢化の克服と、北朝鮮の脅威から国民の平和と暮らしを守る、国難突破解散である」と表明しました。森友・加計問題に対する説明がしっかりと果たされないまま実施した第48回衆議院選挙でしたが、新党・希望の党と民進党の合流、民進党の事実上の分裂、改憲や安保法制に反対する議員の排除、立憲民主党の結党、等、野党が政権批判票の受け皿になることができなかった結果、自民党だけで284議席、自公で改憲発議に必要な3分の2を超える313議席を獲得し、「安倍一強政治」と言われる安倍・自公政権の継続を許す結果となりました。「安倍一強政治」の継続は、「働き方改革国会」と名付けた、第196回通常国会での乱暴で強権的な国会運営につながっており、労働者の声を政治の場で反映する勢力の拡大が、私たち労働組合の喫緊の課題です。

第196回通常国会では、「働き方改革関連法案」についても衆参厚労委員会で強行採決

がされました。全労金は、「『将来（未来）への責任』を掲げる労働組合として、『高度プロフェッショナル制度の削除』を求め、連合をはじめとする労働団体や市民団体等、想いを同じくする仲間たちと連帯し、組織を挙げて最大限の運動を展開する」とした「『働き方改革関連法案』の衆議院本会議における採決に関する声明」を發文し、加えて、「政治活動」ニュースを発行し、参議院での議論、法案の問題点、国会傍聴行動の際の厚労委員会での質疑内容、来賓の逢見会長代行も出席された「参議院厚労委員会参考人質疑」の内容、連合の事務局長談話等を単組へ還元しています。

本定期大会においても、「高度プロフェッショナル制度」の廃止を求める特別決議（案）を準備しています。私たちは、連合に結集する構成組織として、全労金・単組総意の下、「高度プロフェッショナル制度」の廃止に向けた運動に組織全体で取り組むことを確認し合いたいと考えますので、単組執行部のみなさんには、職場・組合員のみなさんにしっかりと伝えていただくことをお願いします。

さらに、日本国憲法改正について触れます。

全労金は、中央執行委員会を中心に、全国代表者会議や全国書記長会議において「自民党憲法改正推進本部『憲法改正に関する論点取りまとめ』に対する全労金の考え方（素案）」を議論してきました。この考え方をもとに、単組執行委員会において学習の要素を加味した意見交換を実施しましたが、多くの意見が集約されました。連合では、「現時点、憲法改正の内容を十分に理解し賛否を判断できる国民は多くないと認識する。したがって、一定の時期を念頭においた憲法改正ありきで、拙速な議論が進められることは認められない。まずは国会で国民的な合意形成につながる丁寧な議論を十分に行うことを求める」とする三役会の認識を示していますが、全労金も、丁寧な議論を積み上げていきたいと考えます。安倍首相は、自民党総裁として「自衛隊に関する条項を憲法9条に追記する」と明言し、2020年施行をめざしています。自民党憲法改正推進本部が示した4つのテーマは、憲法改正しなくても現在の法律で対応できると認識していますし、「自衛隊追記の改憲必要」との世論形成がされれば、「戦争ができる国」にされてしまいます。

「高度プロフェッショナル制度」も「憲法改正」も、私たちの命に繋がる問題です。私たち全労金は、日本を「戦争ができる国」に変える安倍政権に反対の意思を明確に示し、「誰もが平和で安全に安心して暮らすことができる社会」の実現に向けて、連合をはじめとする労働組合組織や政党など、志を同じくする多くの仲間との連携を強化し、全国各地で大衆運動を展開しながら、労働組合だけではなく、社会的うねりをつくりだしていきたいと思えます。

以上、大きく4点にわたり申し上げましたが、この他にも今大会で議論するテーマは多岐にわたります。ぜひ、代議員・オブザーバーの皆さんの積極的かつ建設的な議論を行う中から、議案の豊富化を要請します。

あわせて、真摯で活発な議論によって、2018年度の運動方針、予算、執行体制を確立していただくようお願い申し上げ、中央執行委員会を代表しての挨拶といたします。

(了)